

大阪広域水道企業団職員の旅費の特例に関する規程のあら  
まし

- 1 職員が平成28年熊本地震に係る災害応急対策等のために熊本県等に出張する場合、災害対策旅費を支給します。
- 2 この規程は、公布の日から施行し、平成28年4月14日から適用します。